そらいろ通信　11月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17時

皆さまいかがお過ごしでしょうか。予想通り、夏から一気に冬へ突入したような感じですね。
先日「新語・流行語大賞」のノミネートが発表されました。我々の社労士分野では「カスハラ」、「マイナ保険証一本化」などが入っています。
大賞が決まるのは来月２日だそうです。どんな言葉が選ばれるのでしょうか。

★ちょこっと心理学★

【なぜできる人に嫉妬してしまうのか？】

「嫉妬」という言葉には大概マイナスイメージがつきまといます。見苦しいもの、持ってはいけないもの、と受け取られることが多いものですが、心理学的には悪いことばかりではないと考えられます。
なぜ嫉妬心が生まれるのかと言えば、例えば、自分と同じレベルの学校を出て、自分と同じくパッとしない営業成績の同僚がいきなりマネージャーに抜擢されたら、なんであいつが？と思う人が多そうですが、一方で年下でスタイルもよく、とんでもなく仕事ができる後輩がマネージャーになったら、嫉妬よりも、羨ましいなあという気持ちが勝るかもしれません。実は、どちらも自分に自信がないという根本は同じ感情なのです。嫉妬を感じたときには自分の自信のなさを認めて、プラスの気持ちに変えることが大切です。頑張ろうと自分を励ますもよし、競争心を持つのもよいでしょう。

（大人の心理学常識　トキオ・ナレッジ著）

Copyright © 2024.11.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★11 月のお仕事カレンダー

11/ 1	● フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）の施行 ● 過労死等防止啓発月間（11/1～11/30） ● テレワーク月間（11/1～11/30）
11/ 11	● 10 月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付
12/2	● 10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● ９月決算法人の確定申告と納税・翌年 3 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 12 月・翌年３月・翌年 6 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

★重要手続き★

●年末調整【定額減税】●

以下の人については、年末調整で定額減税の計算を行います。
・令和６年分所得税の納税者
・令和６年分の合計所得金額が 1,805 円以下
・日本国内の居住者
・会社に「扶養控除等異動申告書」を提出している甲欄適用者で年末調整の対象者

年末調整時の状況については、
・扶養控除等異動申告書
・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

で把握します。

Copyright © 2024.11.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

健康保険証の廃止と
マイナンバー保険証への移行について

2024 年（令和 6 年）12 月 2 日より、現在使用している健康保険証が廃止され、マイナンバー保険証へと移行されることになります。なお、既存の健康保険証は、移行後も 2025 年 12 月 1 日まで利用可能ですが、未登録の方は、速やかに扶養家族分も含めて、マイナンバー保険証の登録を行うことをお勧めします。

●健康保険証の発行終了

2024 年 12 月 2 日以降に行う手続きより、新たに健康保険証が発行されなくなります。従業員の方の健康保険加入の手続きのほか、被扶養者の追加に係る手続きも同様です。

●健康保険証の廃止について

現行の健康保険証は 2024 年 12 月 2 日に廃止されますが、退職などで資格喪失とならない限り、2025 年（令和 7 年）12 月 1 日まで引き続き利用可能です。利用終了後の健康保険証は、各自で廃棄をしていただきます。

●マイナンバー保険証の登録と利用

マイナンバーカードを保険証として使うためには、マイナンバーカードをご自身でマイナンバー保険証の登録を行うことで、保険証として利用可能になります。登録状況はマイナポータルで確認できます。

利用登録の手続きは、①医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーからの申請、②マイナポータルからの申請、③セブン銀行 ATM からの申請、④市町村役場での申請　の４つの方法があります。

●マイナンバーカードお持ちでない方、保険証としての登録が未だの方について

マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバー保険証の登録が済んでいない方には、今後「資格確認書」が発行されます。

協会けんぽの資格確認書は有効期間が 4～5 年で、従来の健康保険証のようにプラスチック製です。現在の健康保険証の有効期限が切れる前に、順次発行される予定です。

●医療機関でマイナンバーカード保険証が利用できない場合について

医療機関でカードリーダーが利用できない場合もあります。その場合には、「資格情報のお知らせ」というものを医療機関に提示します。今年の 6 月 7 日時点に健康保険の加入者については、健康保険の加入情報が記載されて、既に協会けんぽより発行されています。それ以降に加入した人には、2025 年（令和 7 年）1 月に発行される予定です。

Copyright © 2024.11.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2024.11.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.